

安全衛生



あれこれ

27



イラストは「職場のあんぜんサイト」から引用したイメージです。

(別掲)

労働安全衛生規則 (射出成形機等による危険の防止)

第147条 事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等(第130条の9及び本章第四節の機械を除く。)に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2 前項の戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならない。

愛知労働局のホームページによると、昨年11月、鍛造プレスによる死亡災害に関連して、次所轄の監督署は重大な安衛法令の違反行為があつたとして、次のとおり関係者を書類送検しました。

- 1、被疑者 ○○株式会社ほか1名
(業種・製造業)
- 2、違反条文 労働安全衛生法第20条第1号
労働安全衛生規則第147条
- 3、災害の概要 第2項(別掲のとおり)
令和2年12月、○○株式会社

安衛法では、鍛造プレスの作業中、労働者の身体の一部が機械に挟まるおそれがあるときは戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設ける必要があり、安全装置として戸を採用した場合、戸を閉じなければ機械が作動しない構造にする必要があります。

5、備考 書類送検を行つた監督署によると、令和2年の愛知労働局管内における休業4日以上の製造業の労働災害は1889件であり、そのうちの

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

本社工場において、同社の労働者(32歳)が鍛造プレスを使用して鍛造作業中、鍛造プレスの上型と下型に挟まれ死亡した。

約26・4%にあたる499件は、挟まれ・巻き込まれ灾害で、機械によるこれらの災害は依然として多数発生し、しかも重篤な後遺症が残るケースが多く、あらゆる機会を通じて災害防止の取り組みを推進し、かつ重大又は要質な違反行為に対しては厳正な態度で臨むとしています。

▼参考…「鍛造プレス」は、プレスといつても一般的な「プレス機械」とは法条項の適用が異なります。前者は1条文、後者の規制条文は多岐にわたっています。プレス機械の定義は、昭和47年9月18日付け基発第602号において、「プレス機械」とは、曲げ、抜き、絞り等の金型を介して原材料を曲げ、せん断、その他の成形をする機械のうち、労働安全衛生規則第147条の適用を受ける「鍛造プレス」のような機械を除いたものをいこと、とされています。

もつとも、いずれの機械も規制の趣旨は「うつかりしても挟まれない安全機能を有する」とです。ところで、プレス機械の安全機能を学ぶことが出来る娯楽映画があります。それは、SF映画「ターミネーター」です。ご存知のとおりシリーズ化されていますが、第1作は昭和60年ごろに公開され、もう35年になります。その第1作は、未来からやってきたシユワルツネッガーフンするロボット「ターミネーター」がヒロインの命を狙います。映画の終盤、ターミネーターは自身が半壊の状態となつても執拗にヒロインを追い掛けます。もう絶体絶命との場面で、ヒロインは工場のプレス機械内にタミネーターを誘い込み、プレス機械の「ゲート式安全装置(戸)」を閉じ、「両手起動式の安全装置(押しボタン)」を押します。ゲートに絡まついたタミネーターは作動した機械に押しつぶされ、ヒロインは危ういところで助かります。スリリングな映画ですが、併せて機械安全の基本を知ることも出来る教育映画?でもあります。

25 令和4年(2022)2月号 Meihoku